

宮田小学校 P T A 会則



市川市立宮田小学校 P T A

市川市新田4丁目8番15号

TEL 047(379)7647

平成25年4月改定
平成28年4月一部改定
平成30年4月一部改定
令和3年4月一部改定
令和4年4月一部改定
令和5年2月一部改訂
令和6年4月一部改訂
令和7年4月一部改訂

市川市立宮田小学校 P T A 会則

第1章 総 則

第1条 〈名称・事務所〉

本会は、市川市立宮田小学校 P T A と称し事務所を同校内、市川市新田4丁目8番15号におく。

第2条 〈目的〉

1. 本会は、学校・家庭および地域社会での児童の健やかな成長を願い、会員相互が地域と協力して教育環境の向上を図ることを目的とする。
2. 本会の活動において、すべての児童は平等に扱われ児童及びその保護者の属性により差別されることはない。

第3条 〈会員〉

1. 本会の会員は、以下の要件をすべて満たす者とする。
 - ① 宮田小学校に在籍する児童の保護者ならびに教職員
 - ② 入会の意思を本会へ届け出ている者
2. 会員は、総会で意思表示をする権利を有し、本会の目的達成のため、主体的に活動する権利を有する。ただし、活動への参加は任意であり強制されない。
3. 本会の退会は、会員資格の消滅をもって退会する。この場合、退会届提出の必要はない。
4. その他の理由により退会する者は、退会届を本会に提出する。

第2章 機 関 及 び 委 員

第4条 〈機関〉

1. 本会に次の機関をおく。
 - ・ 総会
 - ・ 運営委員会
 - ・ PTA 保護者会
 - ・ 本部委員会
 - ・ 専門委員会
 - ・ 予算委員会
2. 上記機関の他に、体育及び文化サークルをおくことができる。

第5条 〈総会〉

1. 総会は、全会員で構成され、本会の最高議決機関である。
2. 原則として毎年4月に開催する。ただし、必要がある時は臨時に開くことができる。
3. 総会は、委任状及び書面（電磁的方法を含む）表決を含めて、全会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
4. 次の事項は、総会の承認を必要とする。
 - ・ 事業報告及び決算報告並びに会計監査報告
 - ・ 事業計画及び予算案
 - ・ 会則変更
 - ・ 本部委員

- ・ その他特に重要な事項

第6条 <運営委員会>

1. 運営委員会は、総会に次ぐ決定機関で、本部委員、学年委員、専門委員会連絡係、サークル代表者をもって構成される。会員の意見や要望を集約して、具体的に討議、決定する。
2. 会長は本会の運営に資する活動を担う者を運営委員会に招集することができる。
3. 各専門委員会、サークル等は、活動報告を文章で提出する。
4. 以下の事項は、運営委員会で承認を必要とする。
 - ・ 専門委員会の設置及び廃止
 - ・ サークルの発足
 - ・ 会務執行に必要な細則、内規の決定
 - ・ 3万円以上の支出

第7条 <PTA保護者会>

1. 学年委員（保護者 若干名と学年主任）は必要に応じて、PTA保護者会を開催することができる。
2. 開催の際は、保護者・教職員の属性によらず参加することができる。

第8条 <本部委員会及び専門委員会>

1. 本会に本部委員会を設け、次の本部委員をおく。
 - ・ 名誉会長 1名（校長）
 - ・ 会長 1名（保護者）
 - ・ 副会長 兼 書記 若干名
 - ・ 副会長 兼 会計 若干名
 - ・ 会計監査 若干名
2. 本部委員の任務は次のとおりとする。
 - ・ 名誉会長は、学校経営全般の立場から参与する。
 - ・ 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - ・ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
また校内会議を統括し、会員への連絡事務を担当する。
 - ・ 会計は、本会会計処理をする。
 - ・ 会計監査は、本会の会計を監査する。
3. 本会目的達成のために、次の専門委員会を設ける。
 - ・ 学年委員会
 - ・ 校外活動委員会
 - ・ ベルマーク委員会
 - ・ 宮田祭実行委員会
 - ・ 広報委員会
 - ・ デジタル推進委員会
4. 各専門委員会は、それぞれ連絡係、会計を置く。
5. 各専門委員会は、会員の発意による自発的な活動を保証するものである。専門委員会は、常設あるいは臨時の委員会として、その年度の予算枠内で運営委員会の決定により設置される。発足に際しては、全会員に参加の機会が与えられる。

第9条 <予算委員会>

予算委員会は、運営委員会の構成員が参加し、次年度の計画並びに予算の作成にあたる。

第10条 <サークル>

体育及び文化サークルは、一定数以上の会員の希望があれば発足する。各サークルは、参加者によって主体的に運営される。

第11条 <委員の任期>

すべての委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第12条 <顧問>

本会の円滑な運営を図るため顧問をおくことができる。

第13条 <会議の招集>

総会、運営委員会及び本部委員会は会長が招集し、その他の専門委員会は委員会連絡係が招集し、運営にあたる。

第14条 <議決の決定>

1. 次の機関の議決は、出席会員の過半数以上の賛成によって決定する。
 - ・ 総会
 - ・ 運営委員会
 - ・ 本部委員会
 - ・ 専門委員会
 - ・ 予算委員会
2. P T A保護者会、その他機関の議決は、出席者全員の過半数以上の賛成によって決定する。

第3章 会 計

第15条 <経費>

本会の経費は、会費及びその他をもってこれにあてる。

第16条 <会費>

本会の会費は、1世帯につき1か月350円とする。

第17条 <会計年度>

本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第18条 <会計監査>

年1回以上の監査を行い、その結果を公表する。

附 則

この会則は、平成25年度に全面改定され、平成25年5月より実施する。

平成28年度に第8条を一部改定し、平成28年4月より実施する。

平成30年度に細則を一部改定し、平成30年4月より実施する。

令和3年度に第8条を一部改定し、令和3年4月より実施する。

令和4年度に、会則第5, 6, 7, 8条および細則を一部改定、個人情報保護方針を制定し、令和4年4月より実施する。

令和5年2月、第1条を改訂。

令和6年年度に、第2, 3, 4, 6, 7, 8, 13, 14条を一部改訂、第18条を追記、細則を一部改訂し『慶弔見舞金細則』に名称変更、および『PTA会計細則』を制定し、令和6年4月より実施する。

令和7年度に第4, 6, 8, 13, 14, 16条の一部を改訂、『PTAサークル活動細則』を制定し、令和7年4月より実施する。

以上

慶弔見舞金細則

第1章 規 定

第1条

1. 慶弔等の意を表す必要のあるときはこの規定による。
○弔事・保護者・教職員および児童の死亡 10,000 円
2. その他、必要と認めた場合には本部委員会で協議の上、慶弔および見舞いを行うことがある。

PTA会計細則

第1章 規 定

第1条〈目的〉

この細則は、市川市立宮田小学校 PTA 会則に基づき、本会の会計事務に必要な事項を定めることを目的とする。

第2条〈会費の徴収・返還〉

1. 本会は、学校間での委任契約を締結し、会員からの会費の徴収および返還を市川市立宮田小学校に委任する。
2. 途中入会および退会時は、毎月に会費を徴収または返還する。
3. 会費は、本会の銀行口座に預金し、管理する。
4. 寄付、その他金品を強制的に徴収することは禁止する。

第3条〈出納事務〉

1. 本部委員会 会計は、総会で議決された予算に基づき、収入・支出に関する事務を行う。
2. 予算額を超える支出（予備費等、別の予算項目に計上された予算からの流用を含む）は、本部委員会の承認を経てから行う。ただし、以下の支出は運営委員会の承認を経てから行うこと。
 - a. 予算に計上されていない3万円以上の支出。
 - b. 特別会計からの支出。
3. 本来公費（学校の予算等）で負担すべき費用は、本会の目的達成に特に必要が認められる場合と運営委員会で判断された場合を除き支出してはならない。

第4条〈特別会計〉

1. 次の収入は特別会計へ計上する。
 - a. 集団資源回収活動団体奨励金
 - b. 宮田祭で得た収益
 - c. 会費、銀行利息以外で得た収入
2. 特別会計からの支出は、運営委員会の承認に基づいて行う。

第5条〈決算報告書の作成〉

1. 会計期間ごとに決算報告書を作成し、総会の承認を得ること。
2. 決算報告書には次の内容を掲載する。
 - a. 一般会計収支報告
 - b. 特別会計収支報告
 - c. 積立金収支報告
 - d. 児童補助費会計報告

第6条〈監査〉

1. 会計監査による監査を定期的に実施し、その結果は運営委員会および総会で報告する。
2. 宮田祭および周年記念行事等、PTA主催事業の終了時には、関係する予算の監査を実施する。

3. 会計監査は、帳簿その他の関係書類が揃っており、その計数が正確であるか、また、予算の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として公正不偏の立場で監査を行う。

第7条 〈帳簿・書類の管理〉

会計帳簿および証憑書類は、10年間保存する。

第8条 〈本細則の改正〉

本細則は、本部委員会の発議に基づき運営委員会の過半数の議決により改廃することができる。

市川市立宮田小学校 P T A サークル活動細則

第1条（目的）

この細則は、市川市立宮田小学校 PTA（以下、本会という）会則に基づき、本会のサークル活動に必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（活動目的・新規発足）

1. 参加者の教養の向上と相互の親睦が図られ、学校教育活動における児童文化の向上に貢献することを目的とする。
2. 新規サークルは運営委員会へ以下の事項を添えて申請し、承認を得ることで発足できる。
 - (1) 発起する会員 3名以上の氏名
 - (2) サークル名
 - (3) 活動内容
 - (4) 連絡先

第3条（運営）

1. 代表者は会員が務め、サークルの運営にあたること。
2. サークルの管理・運営は、各サークルの自主に委ねる。但し、以下の活動は禁止する。
 - a. 本会の定める規約（会則等）や法令に反する活動
 - b. 営利・政治・宗教を目的とした活動
3. 活動に掛かる経費は参加者の負担を原則とする。
4. サークル代表者は本部委員会の求めに応じ、活動状況及び部活動費使用明細を報告する。

第4条（活動費の補助）

サークルは活動費の補助を本会に申請することができる。申請された内容は予算委員会及び総会の承認を経て、次年度より支給される。

第5条（廃止・解散）

1. 廃止・解散の際は本部委員会へ届出を行い、本会で購入した備品および活動補助金の残高を返却すること。
2. 以下の場合は、運営委員会の承認により解散できる。
 - a. 第3条に違反した場合
 - b. 会員が不在となった場合
 - c. 活動の実態が無い場合
 - d. その他、運営委員会が解散が適当と認めた場合

第6条（本細則の改正）

本細則は、運営委員会の議決により改廃することができる。

附則 本細則は令和7年4月1日より施行する。

市川市立宮田小学校 P T A 個人情報取扱方針

第1条（目的）

市川市立宮田小学校 P T A（以下、「本会」という）は、個人の権利・利益の保護を目的とし、本会が収集・管理する個人情報の取扱いについて、次条以下のとおり定めるものとする。

第2条（本会の取り扱う個人情報）

本会で収集し管理する個人情報は以下のものとする。

- (1) 会員の氏名、連絡先（電話番号・メールアドレスなど）
- (2) 会員の児童の氏名、クラス、在校のきょうだい関係
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な情報

第3条（管理責任者・管理方法）

- 1 本会の個人情報管理責任者を会長及び副会長とする。
- 2 本会は、宮田小学校内の会長が指定する場所に適切な方法により収集した個人情報を管理する。

第4条（情報の収集・利用）

- 1 本会は、本会会則に基づく目的を達成するため、児童、保護者並びに関係教育機関から適切な方法により、個人情報を取得し、次のために使用する。
 - (1) 会費集金・管理
 - (2) 本部委員・専門委員等の選任
 - (3) 名簿の作成
 - (4) 関係文書の送付
 - (5) その他、本部委員会が本会の目的を達成するに必要と判断した場合

第5条（第三者への提供）

本会は、収集した個人情報を次の場合を除き、本部委員会が必要と判断した場合以外第三者に提供することはできない。なお、本部委員会の判断で個人情報を第三者に提供とした場合でも、後日、適切な方法で提示した情報・提供先を当該個人情報対象者（以下、「本人」という）から開示するよう希望があれば、その目的・内容などについて通知しなければならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要のある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の事務を遂行することに對して協力する必要がある場合

第6条（個人情報の廃棄）

本会は、個人情報につき、本部委員会が不要と判断した場合直ちに廃棄する。

第7条（情報の開示等）

本会は、本人、保護者及び同人らから委任を受けた者からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたとき、法令に基づく方法によりこれに応ずる。

第8条（秘密保持）

- 1 会員が、本会が保有する個人情報が漏洩・紛失したと認識したときは、直ちに管理責任者に通知しなければならない。
- 2 管理責任者が前項に定める通知を受けたときは、個人情報の漏洩・紛失について調査し、事実を確認した後、本部委員会に報告するとともに、右事実を本人等に通知しなければならない。

第9条（研修）

本会は、会員に対し、定期的に、個人情報保護の重要性について研修を実施するものとする。

第10条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

第11条（本取扱方針の改正）

本取扱方針は、代表委員会の発議に基づき総会の過半数の議決に基づき改廃することができる。

附則

本取扱方針は令和4年4月1日より施行する。